三　四輪を有する一般原動機付自転車にあっては、後車輪を含む半数以上の車輪を制動する主制動装置。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力が作用する面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車軸と結合している場合にあっては、当該制動装置は、車輪を制動する機能を有するものとみなすものとする。

４　（略）

（制動装置）

第274条　（略）

２　（略）

３　最高速度50㎞／ｈ以下の第一種一般原動機付自転車には、前項の基準（第４号を除く。）に適合する２系統以上の制動装置であって、次に掲げるもののうちいずれかを備えなければならない。

一・二　（略）

三　四輪を有する一般原動機付自転車にあっては、後車輪を含む半数以上の車輪を制動する主制動装置。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力が作用する面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車軸と結合している場合にあっては、当該制動装置は、車輪を制動する機能を有するものとみなすものとする。

４　（略）

（制動装置）

第289条　（略）

２　（略）

３　特定小型原動機付自転車には、駐車制動装置及び第２項の基準に適合する２系統以上の制動装置であって、第１号及び第２号並びに第３号から第５号までのいずれかを備えなければならない。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力が作用する面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車軸と結合している場合にあっては、当該制動装置は、車輪を制動する機能を有するものとみなすものとする。

一～五　（略）

４　（略）

（制動装置）

第302条　（略）

２　（略）

３　特定小型原動機付自転車には、駐車制動装置及び第２項の基準に適合する２系統以上の制動装置であって、第１号及び第２号並びに第３号から第５号までのいずれかを備えなければならない。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力が作用する面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車軸と結合している場合にあっては、当該制動装置は、車輪を制動する機能を有するものとみなすものとする。

一～五　（略）

４　（略）

三　四輪を有する一般原動機付自転車にあっては、後車輪を含む半数以上の車輪を制動する主制動装置

４　（略）

（制動装置）

第274条　（略）

２　（略）

３　最高速度50㎞／ｈ以下の第一種一般原動機付自転車には、前項の基準（第４号を除く。）に適合する２系統以上の制動装置であって、次に掲げるもののうちいずれかを備えなければならない。

一・二　（略）

三　四輪を有する一般原動機付自転車にあっては、後車輪を含む半数以上の車輪を制動する主制動装置

４　（略）

（制動装置）

第289条　（略）

２　（略）

３　特定小型原動機付自転車には、駐車制動装置及び第２項の基準に適合する２系統以上の制動装置であって、第１号及び第２号並びに第３号から第５号までのいずれかを備えなければならない。

一～五　（略）

４　（略）

（制動装置）

第302条　（略）

２　（略）

３　特定小型原動機付自転車には、駐車制動装置及び第２項の基準に適合する２系統以上の制動装置であって、第１号及び第２号並びに第３号から第５号までのいずれかを備えなければならない。

一～五　（略）

４　（略）